

福島空港台湾便利用促進窓口設置事業（インバウンド）業務委託仕様書（案）

1 事業の目的

令和元年に福島空港と台湾と間で運航していた台湾チャーター便は、新型コロナウイルス感染症の蔓延等により休止となったが、令和6年1月から運航が再開された。台湾直行便の維持継続には、外国人の旅行需要を福島に取り込み、安定した搭乗率を確保する必要がある。そのため、現地送客窓口を設置し、航空会社・旅行会社等に対する誘致活動を実施し、安定的な運航につなげる。

2 業務名

福島空港台湾便利用促進窓口設置事業（インバウンド）

3 委託業務の内容

(1) 業務内容

ア 台湾において以下の活動を実施すること。

- ① 航空会社、旅行会社等に直接訪問、電話、ウェブ会議等により接触し、福島県の観光資源のPR及び福島県の補助事業を案内し、旅行商品造成を促すこと。
- ② 直行便の安定的な運航に向けて、航空会社・旅行会社間の調整等を行うこと。
- ③ 直行便の維持拡大のための旅行会社向けセミナー等について、計画的・戦略的に実施すること（年3回以上を想定）。
- ④ 福島県の職員が台湾で訪問活動、現地プロモーション活動を行う際に、関係機関との連絡調整、資料作成・翻訳、通訳同行、交通手段の確保等のフォローアップを行うこと（年8回を想定）。
- ⑤ 航空会社、旅行会社等からの直行便の運航情報、福島県の観光資源、補助事業、新型コロナ感染対策等に関する照会に対応すること。
- ⑥ 旅行会社からの補助金に関する相談及び手続の代理（書類の確認、作成補助・代行、提出書類の翻訳、補助金受領等）を行うこと。
- ⑦ 台湾における福島県の観光記事及び風評被害に関するニュース等の収集、消費動向・市場特性・各航空会社の日本路線状況等を要約で報告すること。

イ 活動状況の定期報告

毎月1回以上、活動状況及び商品造成件数を報告書にまとめて提出すること。

定期報告は、最終月は令和7年3月19日までに提出すること。

(2) 留意事項

ア 業務の進行管理

- ① 着手後速やかにスケジュール等を明らかにした事業計画書を作成し、福島県の承認を得ること。
- ② 業務の詳細について福島県と協議の上決定し、進捗状況を綿密に報告する

こと。

- ③ 受託業務の開始時期及び終了時期並びに受託期間内において、甲又は乙が必要と認める時期に随時打合せを行うものとする。
- ④ 業務完了後、速やかに報告書を作成し、福島県に提出すること。
- ⑤ 乙は、受託業務の執行に関して、本仕様書の内容に疑義が生じた場合は、遅滞なく甲に連絡し、指示を受けるものとする。

イ 円滑かつ効果的な業務の実施

- ① 事業の実施にあたっては、福島県の観光産業全体の振興に資するよう、可能な限り公平かつ専門的な視点で運営すること。
- ② 乙は、受託業務の遂行上必要とする資料の収集に当たり、関係機関の協力を得る必要がある場合は、予めその趣旨を甲に連絡した上でこれを行わなければならない。
- ③ 本事業の実施にあたり、甲が必要とする関係機関への諸手続については乙が代行するものとする。

ウ 事業費の取り扱い

- ① 編集、調査、報告等の一切の経費（交通費、宿泊費、車両費、コーディネート費、各種データ費等）は、全て事業費に含むこと。
- ② 業務の一部を第三者へ再委託する場合、再委託先、金額、業務体制などを事前に福島県に申告し、了解を得ること。なお、再委託先への指示、業務管理を徹底すること。

エ 情報資産の管理

- ① 個人情報の取り扱いに十分留意し、情報漏洩が生じないように管理すること。
- ② 本事業により作成した広報動画及び取材による録画映像、録音した音声、撮影した写真等の著作権は、すべて福島県に帰属することとし、一切のデータ等を納品すること。

4 委託期間

委託契約締結の日から令和7年3月19日まで

5 成果品

事業実施報告書

6 提出書類

乙は甲に対して、委託契約書で定めた書類のほか、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 着手届
- (2) 業務完了届
- (3) その他甲が必要と認める書類